

見本市等出展助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人広島市産業振興センター（以下「財団」という。）は、地域における中小企業等の市場開拓事業を促進し、地域産業の振興を図るため、市内中小企業等による新技術又は新製品の研究開発及び創意工夫により実用化又は商品化されたものを見本市、展示会その他中小企業等の販路開拓につながる事業（以下「見本市等」という。）に出展する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付し、その交付に関しては、広島市補助金等交付規則(昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。)を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 事業の助成対象者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて大企業が実質的に経営に参画していない者をいう。）又は当該中小企業者が構成員となっている組合・研究開発グループ
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 第3条に規定する助成対象事業について、他の補助金、助成金の交付及びこれらに類する支援を受けていない者
- (4) 申請日において、広島市、公益的法人等指導調整要綱に規定する指導調整団体等広島市関係団体による入札参加資格者の指名停止等の措置を受けていない者
- (5) 企業の活動に係る関係法令等を遵守し、反社会的行為をしていない者

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、新技術又は新製品の研究開発及び創意工夫により実用化又は商品化したものを見本市等に出展する事業とする。

(助成対象経費)

第4条 この要綱における助成対象経費の範囲は、助成対象事業に要する経費のうち、小間料、会場整備費、カタログ等作成費、会場でのアンケート調査費及び出品物運送費とし、交付決定通知日以降に支出した経費に限る。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（以下「消費税等相当額」という。）が含まれている場合、消費税等相当額を減じた額を助成対象経費とする。

(助成率、助成限度額及び助成金交付の制限)

第5条 この要綱における助成金の額は、前条に規定する経費の2分の1以内で、20万円以下とする。

- 2 助成金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てる。
- 3 同一の助成対象者に対する助成金の交付は同一の年度においては1回限りとし、同一の助成対象事業に対する助成金の交付は、年度に関わらず1回限りとする。

(助成対象事業の募集)

第6条 理事長は、助成対象事業を、毎年度期間を定めて、募集するものとする。

2 この要綱における助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の実施前で理事長が別に定める日までに、別記様式第1号による助成金事業申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 市税を滞納していないことを証する書類（納税証明書等）
- (2) 出展しようとする見本市等の内容がわかるもの
- (3) 現在事項全部証明書（登記簿謄本等）
- (4) その他理事長が必要と認める書類

3 同一の申請者による助成事業の申請は、同一年度内において1回限りとする。

(助成事業の決定)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、申請内容について審査を行い、助成事業の採択又は不採択及び採択の場合の採択額を決定し、採択を決定した事業については別記様式第2号による助成金事業採択通知書により、不採択を決定した事業については別記様式第3号による助成金事業不採択通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(助成金の交付決定等)

第8条 前条の助成金事業採択通知書の交付を受けた申請者は、助成金の交付を受けるにあたって、別記様式第4号による助成金交付申請書を、指定期日までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、内容が適正であるかどうか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し、別記様式第5号による助成金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第9条 助成金の交付を受けた者は、当該事業に係る帳簿及び書類を、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する財団の会計年度末日まで保存しなければならない。

(事業計画変更の承認等)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく別記様式第6号による事業計画変更（中止）申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。

(協力事項)

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、事業の成果に関する資料の提出を求めることができる。

2 助成金の交付の決定を受けた者は、見本市等に出展した際に、当財団の助成を受けて出展していることを、出展スペース内に表示するものとする。

(実績報告)

第12条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、速やかに別記様式第7号による事業実績報告書に当財団の支援を受けて見本市等に出展したことを、出展スペース内に表示していることが分かるものを添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 助成金は、助成金の額の確定後に交付する。

(助成金交付決定の取り消し)

第14条 理事長は、助成金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金の交付の決定を受けた者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとする。

(職員の調査等)

第16条 理事長は、助成金の交付の決定を受けた者に対し事業の実施状況及び助成金の収支及び助成金に係る帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

(違約金及び延滞金)

第17条 理事長は、第14条及び第15条の規定により、助成金の交付の決定を受けた者に対し助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、助成金の受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満は除く。）を納付させることとする。

2 前項において助成金の返還を命じられた者が、納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（助成金返還金及び違約金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させることとする。

3 理事長は前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、違約金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。

4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、365日（閏年の日を含む。）当たりの割合とする。

（違約金及び延滞金の計算）

第18条 前条第1項の規定により違約金の納付を命じた場合において、助成金の交付の決定を受けた者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 2月25日から施行する。